

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次） 【申請要項】

【申請期間】

令和3年8月6日（金曜日）から同10月15日（金曜日）まで

【申請方法】

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で次の宛先に申請書類を郵送してください。令和3年10月15日（金曜日）の当日消印有効です。

【宛先】 〒920-0864 金沢市高岡町12-45
ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次）申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染拡大防止のため、持参による申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

8月13日よりインターネットによる申請も受け付ける予定です。

「<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin5.html>」

【申請に必要な書類等の入手方法】

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 石川県商工労働部経営支援課
- ・ 中小企業・小規模事業者総合応援窓口
（金沢市役所第1本庁舎5階503会議室）
- ・ 金沢商工会議所、森本商工会

【問合せ先】

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次）コールセンター
（石川県事業者支援ワンストップコールセンター）

電話番号：076-225-1920

Eメール：ishikawaonestop@jtb.com

受付時間：9時から18時まで（土、日、祝祭日も開設）

概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大を受け、石川県では令和3年7月26（月）～8月1日（日）の間金沢市内の事業者の皆様へ「飲食店への営業時間短縮要請」（以下「時短要請」）へのご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる店舗（以下、「対象店舗」）を運営されている方で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次）」（以下「第5次協力金」）を支給いたします。

（営業時間短縮に対する営業補償金ではありません。）

2 協力金支給額

1店舗あたり 17.5万円～140万円

（大企業（※）の場合 0万円～140万円）

別紙1～5のいずれかで
計算が必要です。

※大企業について

＜飲食業の場合＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社

＜カラオケなどのサービス業の場合＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人以上の会社

3 要請期間

令和3年7月26日（月）午後9時～同年8月1日（日）深夜12時

※なお、令和3年8月2日午前0時以降についても時短営業の要請が
されております。

4 要請対象地域

金沢市内

5 要請内容

飲食店営業（食品衛生法）の許可を受けている店舗の午後9時から翌午前5時までの営業自粛（酒類の提供は午後8時まで）

申請要件

対象となる店舗が次の全ての要件を満たすことが必要です。

1. 対象店舗が、時短要請前から継続して、午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている飲食店であること。

※食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を受けている店舗であること

※下記の店舗等は対象外となります。

- ・コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のイートインスペース、テイクアウト専門店、キッチンカー
- ・ホテルや旅館内において、宿泊者のみに飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うもの）

2. 対象の店舗が業界ごとのガイドラインを遵守していること。
3. 対象の店舗が、令和3年7月26日（月）午後9時から8月1日（日）深夜12時までの全ての期間において時短要請（午後9時から翌午前5時までの営業自粛（酒類の提供は午後8時まで））にご協力いただいたこと。
4. 対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること。
5. 県から検査や報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
6. 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

※提供いただきました情報につきましては、必要に応じて石川県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会・提供させていただきます。

申請手続き等

1 申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・石川県商工労働部経営支援課
- ・中小企業・小規模事業者総合応援窓口
(金沢市役所第1本庁舎5階503会議室)
- ・金沢商工会議所、森本商工会

2 申請方法

申請書チェックリストで規定する申請書類を郵送またはWEB申請のいずれかの方法で提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、申請書類の控えを必ず手元に保管ください。

※申請書類の不備等がある場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定となる場合があります。

※申請書類は返却いたしません。

I. 郵送の場合

必ず簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

令和3年10月15日(金)の当日消印有効です。

※提出先が誤っている場合や料金不足の場合は、受付せず返送いたします。

これにより申請書が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんのでご注意ください。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次)申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

Ⅱ. WEB申請の場合（8月13日（金）受付開始）

県ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

県ホームページ：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin5.html>

※申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが届きます。

3 協力金の申請受付期間

令和3年8月6日（金）～ 同年10月15日（金）まで

4 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を順次支給します。（目安として、不備がない場合は3週間程度）

5 通知等

- （1）申請書類の審査の結果、協力金の支給を決定したときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- （2）申請書類の審査の結果、協力金の不支給を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

6 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。感染拡大防止のため、コールセンターでの申請受付や相談対応は行っていません。

石川県事業者支援ワンストップコールセンター
電話番号：076-225-1920
受付時間：9時～18時まで（土、日、祝祭日も開設）

その他

- 1 第5次協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、第5次協力金の支給決定を取り消し、あるいは、期限を定めて返金を求めます。これを申請事業者が納期日までに返金しないときは、協力金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（第5次協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払っていただくことになります。
- 2 第5次協力金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 第5次協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。
- 4 第5次協力金の支給を受けた事業者は、石川県の要請に対して協力していただいた事業者として、石川県ホームページにおいて、対象施設名（屋号等）を紹介させていただくことがあります。

石川県新型コロナウイルス感染拡大協力金(第5次)

令和3年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次) 支給申請書

次のとおり石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次)の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	法人所在地 (又は申請者住所)	〒	—
	(フリガナ) 法人名(又は屋号)		
	(フリガナ) 代表者名 (又は個人事業主名)		
連絡先	氏名		
	電話番号	※日中連絡が取れる・折り返し対応可能な番号を記入	

別紙1～5にて申請する金額を計算してください

支給申請額	NO.	店舗名(屋号)	店舗ごとの支給額
	1		000円
	2		000円
	3		000円
	4		000円
	5		000円
	計		

振込先				銀行・金庫・ 組合・農協				本店・支店・出張所 本所・支所
	金融機関 コード※1				支店コード※2			
	店番 (ゆうちょ銀行のみ記入)				預金 種類	普通	当座	
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	口座番号※2							
	(フリガナ) 口座名義							

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください

石川県新型コロナウイルス感染拡大協力金(第5次)

石川県知事 様

誓 約 書

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次)の申請に関して、次のとおり誓約します。

1. 業種ごとのガイドラインを遵守し、令和3年7月26日(月)午後9時から8月1日(日)深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
2. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
3. 協力金(第5次)の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(協力金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払います。
4. 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
6. 協力金の支給を受けた対象施設名(屋号等)などの情報が公表される可能性があることに同意します。
7. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関(県内各市町、税務当局、警察署、保健所等)に提供されることに同意します。

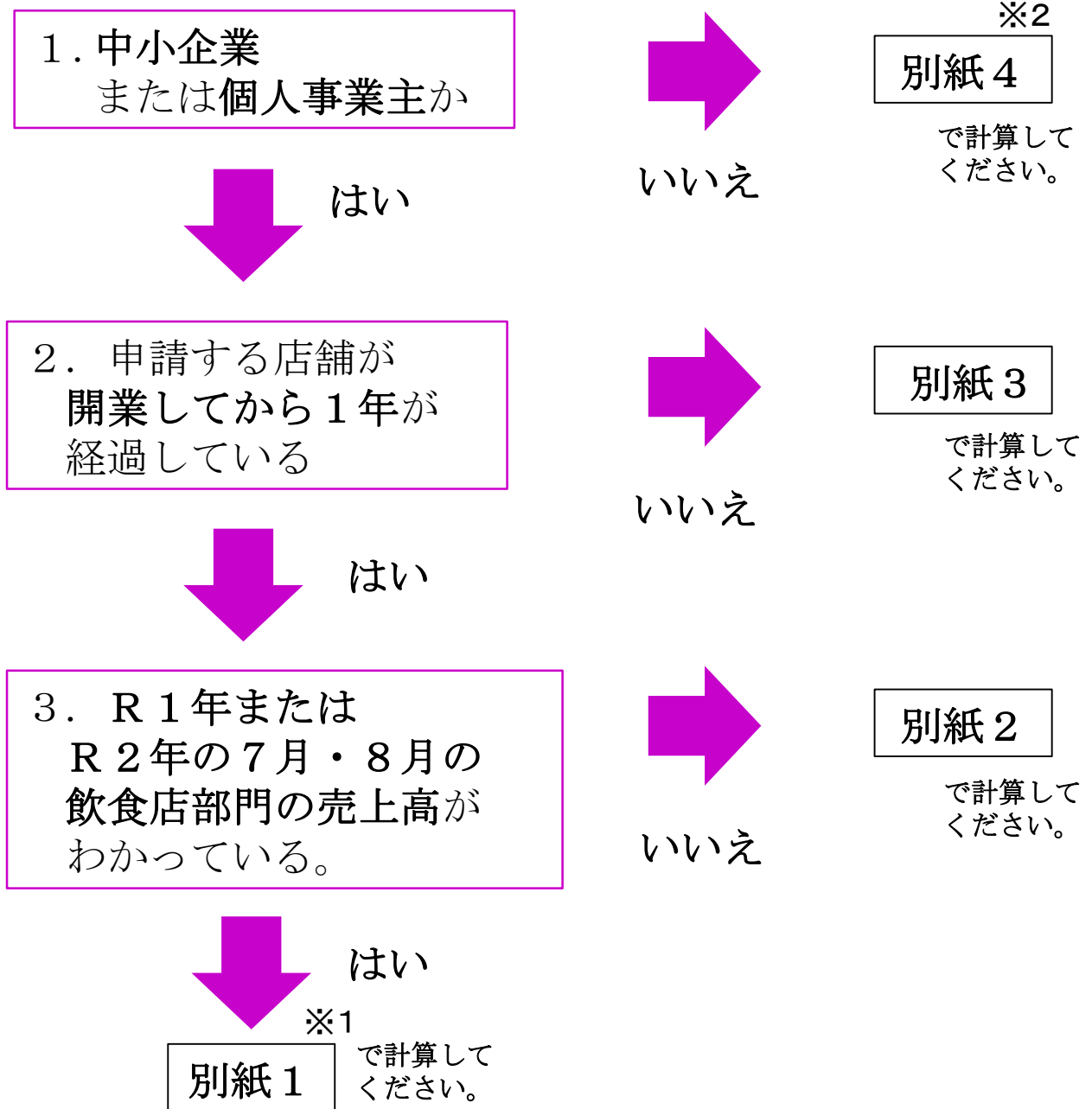
【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

申請者氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名)

※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次）の 計算シート判定表



※1 別紙1について

○R1年又はR2年の7・8月の店舗の飲食部門における1日当たり売上高とR3年の7・8月の1日当たり売上高を比較して減少額が18万7,500円より大きい場合、別紙4で申請すると協力金の支給額が大きくなる場合がございます。

※例えば、R2年7月に開業し、コロナの影響を大きく受けた7月・8月の売上高を用いて申請額を算出すると著しく現状と乖離する場合は、別紙2により算出することも可能です。

※2 別紙4について

別紙4の〈売上高減少方式〉での申請を希望される店舗であって、開業1年未満の場合は、別紙5を用いて計算いただけます。

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次） 申請書類チェックリスト

- 本チェックリストにて書類がそろっているか確認し、各項目をチェックしてから、本リストも申請書類とあわせて提出してください。
- 申請書類は一式コピーし、お手元に保管してください。
- 提出書類は、はっきりと読める状態で提出してください。

書 類 名

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1 店舗ごとの協力金支給申請額計算シート（別紙1～5いずれか1枚） |
| <input type="checkbox"/> | 2 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次）申請書（様式1A B） |
| <input type="checkbox"/> | 3 誓約書（様式2）
※誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。 |
| <input type="checkbox"/> | 4 店舗の飲食店部門の売上高（税抜）がわかる書類（写し可）
（例）飲食部門の売上台帳等

※すべての申請店舗において 17.5万円 で申請される方は 不要 です。
※上記金額を超える方は別紙1～5の計算シートを使った申請に応じた書類を提出ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 5 時短要請に応じた状況がわかる書類（写し可）
（例）営業時間の短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等

※ 提出される書類は、時短営業する店舗の名称や状況（時短営業の期間、営業時間の変更）が第三者から見て明らかに分かるようにしてください。
※ 複数の店舗をお持ちの場合、どの店舗が時短要請を実施しているのかがわかる書類を用意してください。 |

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）または（第4次）を申請しており、かつ内容に変更がない場合は下記の添付書類は不要です。

（変更がある場合、該当の書類のみ提出）

書 類 名

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 6 役員等名簿（様式3） |
| <input type="checkbox"/> | 7 直近の確定申告書 |
| <input type="checkbox"/> | 8 申請する店舗ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景（客席と厨房）の写真
A4サイズの台紙等に張り付けして提出してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 9 本人確認書類（写し可）
本人確認のために、 <u>現住所の分かる</u> 次のいずれかの 表裏面の写し を提出してください。
（法人）法人代表者の運転免許証、保険証等の書類
（個人）運転免許証、保険証等の書類 |
| <input type="checkbox"/> | 10 申請する店舗ごとに必要な全ての許可等を取得していることがわかる書類（写し可）
時短要請期間中に有効な食品衛生法に基づく営業許可証等
※申請する店舗の名称が記載された書類をご用意してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 11 振込先口座の通帳の写し（通帳1ページ目の見開き部分）
振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。
※法人の場合は当該法人または代表者の口座に限ります。
※金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの |

本チェックリストも必ず提出してください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算シート

【基本パターン】 令和元年または令和2年の7～8月の合計売上高を基準に計算

- ！注意！ 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業（店舗）を営む方は、申請店舗に係る売上高（税抜）が分かる書類の提出が必要です。
- ！注意！ 令和元年または令和2年の7～8月の合計売上高を基準に計算することが不可能な事業者は、別紙2～4の計算シートを使って計算してください。
なお、大企業の方は、別紙4の計算シート（売上高減少方式）を使って計算してください。
- ！注意！ 該当年の7～8月の売上高が分かる確定申告書類（写し可）や、売上台帳などの提出が必要です。ただし、申請額17.5万円で申請される方は不要です。
- ！注意！ 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名

申請する店舗の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの7～8月の売上高（税抜）の合計は
514.6万円（1日当たり8.3万円）を超えますか？

はい

いいえ

不明 ※令和2年9月以降あるいは令和元年9月以降に開業した方
なども選択可

申請する店舗の令和元年又は
令和2年いずれかの7～8月売上高と、
令和3年の7～8月の売上高を比較して、
その減少額の合計が
税抜1,162.5万円（1日当たり18.75万円）を
超える場合は、別紙4＜売上高減少方式＞
を選択すると、協力金上限額が増える
可能性があります。

支給は1日当たり25,000円です。

支給総額

25,000円 × 7日 = ￥175,000 -

 申請金額について確認しました。

以下、記入不要です。

別紙2＜年間売上高方式＞

あるいは、

別紙3＜開業日以降総日数方式＞
を選択

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※：算出に用いる売上高はすべて税抜で記載してください。

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

令和元年の売上高を使用 令和2年の売上高を使用

令和元年又は 令和2年7月の売上高 ① 円	+	①で選択した年の 8月の売上高 ② 円	=	令和元年又は令和2年 7～8月の合計売上高 ③ 円
-----------------------------	---	---------------------------	---	---------------------------------

令和元年又は令和2年 7～8月の合計売上高 ③ 円	÷ 62 日	=	令和元年又は令和2年7～8 月の1日当たりの売上単価 ④ 円
---------------------------------	--------	---	--------------------------------------

令和元年又は令和2年7～8 月の1日当たりの売上単価 ④ 円	× 0.3	=	1日当たりの 協力金支給単価 ⑤ 円
--------------------------------------	-------	---	--------------------------

千円未満切上

1日当たりの協力金 支給単価 ⑥ 000 円
【上限7.5万円として算出】

1日当たりの協力金 支給単価 ⑥ 000 円	×	時短協力日数 ⑦ 7 日	=	当該店舗の協力金 支給額 ⑧ 0 円
------------------------------	---	-----------------	---	--------------------------

 申請金額について確認しました。

店舗ごとの協力金支給申請額計算シート

■令和元年または令和2年の7～8月の合計売上高が不明な事業者向け■
令和元年または令和2年の年間売上高を基準に計算

- ！注意！ 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗の飲食部門に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- ！注意！ 開業後1年経過しておらず、年間売上高を基準にすることが不可能な事業者は、別紙3の計算シートを使って計算してください。
なお、大企業の方は、別紙4の計算シート(売上高減少方式)を使って計算してください。
- ！注意！ 該当年の確定申告第一表(写し可)の提出が必要です。
- ！注意！ 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名

申請する店舗の飲食店部門の令和元年の年間売上高が税抜**3,029.5**万円又は令和2年の年間売上高が税抜**3,037.8**万円(1日当たり8.3万円)を超えますか？

はい

いいえ

支給額は1日当たり2.5万円です。

時短協力日数			当該店舗の支給額
25,000 円 ×	7 日	=	175,000円
<input type="checkbox"/> 申請金額について確認しました。			

以下、記入不要です。

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※:算出に用いる売上高はすべて税抜で記載してください。

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

※ 下記①に令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日(令和2年)、含まれない場合は365日(令和元年)を選択して計算してください

令和元年又は 令和2年の年間売上高	365 日 (令和元年)	=	令和元年又は令和2年の 1日当たり売上単価
① 円	÷		② 円
	366 日 (令和2年)		

令和元年又は令和2年の 1日当たり売上単価	× 0.3	=	1日当たりの協力金支給単価
② 円			③ 円

千円未満切上

1日当たりの協力金 支給単価	=	④ 000 円
【上限7.5万円として算出】		

1日当たりの協力金 支給単価	×	時短協力日数	=	当該店舗の支給額
④ 000 円		⑤ 7 日		⑥ 000 円
<input type="checkbox"/> 申請金額について確認しました。				

＜売上高減少方式＞

■大企業向け■

■中小企業向け■(※)

※令和元年または令和2年いずれかの7～8月合計売上高と、令和3年の7～8月の合計売上高を比較して、その減少額が税抜1,162.5万円(1日当たり18.75万円)を超える中小企業

- ！注意！ 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- ！注意！ 該当年の7～8月の売上高(税抜)を見比べられる書類<確定申告書類(写し可)や、売上台帳など>の提出が必要です。
- ！注意！ 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。
- ！注意！ 別紙4の売上高減少方式での申請を希望される店舗であって、開業1年未満の店舗は別紙5の計算シートを利用します。

申請店舗名	
--------------	--

申請する店舗の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの7～8月と比べて令和3年の7～8月の売上高は減少していますか？

はい

いいえ

申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※:算出に用いる数字はすべて税抜で記載してください。

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は 令和2年の7月の売上高
① 0円

①で選択した年の 8月の売上高
② 0円

令和元年又は 令和2年の7～8月の売上高計
③ 0円

令和3年の7月の売上高
④ 0円

令和3年の8月の売上高
⑤ 0円

令和3年の7～8月の売上高計
⑥ 0円

令和元年又は令和2年の 7～8月の売上高計
③ 0円

令和3年の 7～8月の売上高計
⑥ 0円

令和3年から令和元年又は 令和2年の7～8月の売上高減少
⑦ 0円

令和3年から令和元年又は 令和2年の7～8月の売上高減少
⑦ 0円

÷ 62日 × 0.4 =

令和元年又は令和2年の7～8月の 1日当たりの売上高減少単価
⑧ 0円

千円未満切上

令和元年又は令和2年の7～8月の 1日当たりの売上高減少単価
⑨ 000円
【上限は【20万円】または【③÷62×0.3をして算出された額の千円未満を切り上げた額】のいずれか低い額】

令和元年又は令和2年の7～8月の1 日当たりの売上高減少単価
⑨ 000円

× ⑩ 7日 =

当該店舗の支給額
⑪ 000円

申請金額について確認しました。

石川県新型コロナウイルス感染拡大協力金(第5次)

令和3年 8月 6日

石川県知事 谷本 正憲 様

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次) 支給申請書

次のとおり石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次)の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	法人所在地 (又は申請者住所)	〒 920-000 石川県金沢市鞍月1-1
	(フリガナ) 法人名(又は屋号)	カ)イシカワケン 株式会社石川県
	(フリガナ) 代表者名 (又は個人事業主名)	イシカワ イチロウ 石川 一郎
連絡先	氏名	石川 花子
	電話番号	※日中連絡が取れる・折り返し対応可能な番号を記入 0123-456-789

別紙1～5にて申請する金額を計算してください

支給申請額	NO.	店舗名(屋号)	店舗ごとの支給額
		1	Club ISHIKAWA
	2	割烹 職人	266,000 円
	3	スナック金沢	546,000 円
	4		000 円
	5		000 円
	計		1,064,000 円

記入例では
「別紙1」「別紙3」「別紙4」
を用いております。

振込先	石川		銀行・金庫・ 組合・農協		金沢		本店・支店 出張所 本所・支所		
	金融機関 コード※1	1	1	1	1	支店コード※2	1	1	1
	店番 (ゆうちょ銀行のみ記入)				預金 種類	普通 <input type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>		
	口座番号※2	1	2	3	4	5	6	7	
(フリガナ) 口座名義	カ)イシカワケン イシカワ イチロウ 株式会社石川県 代表取締役社長 石川 一郎								

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください

石川県新型コロナウイルス感染拡大協力金(第5次)

対象施設 1	施設(店舗)名	Club ISHIKAWA			
	協力金(第3次)または(第4次)の申請有無	<input checked="" type="checkbox"/>	協力金(第3次) (要請期間: R3. 4. 28~5. 11)	<input checked="" type="checkbox"/>	協力金(第4次) (要請期間: R3. 5. 12~6. 13)
	所在地	金沢市〇〇			
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input checked="" type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他()			
	申請金額	252,000 円			
	時短・休業前の営業時間	営業開始時間 19:00		営業終了時間 25:00	
	時短要請期間中の状況(営業時間)	<input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 時短営業 (酒類の提供は午後8時まで) 営業開始時間 15:00 営業終了時間 21:00			

対象施設 2	施設(店舗)名	割烹 職人			
	協力金(第3次)または(第4次)の申請有無	<input type="checkbox"/>	協力金(第3次) (要請期間: R3. 4. 28~5. 11)	<input checked="" type="checkbox"/>	協力金(第4次) (要請期間: R3. 5. 12~6. 13)
	所在地	金沢市〇〇			
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input checked="" type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他()			
	申請金額	266,000 円			
	時短・休業前の営業時間	営業開始時間 0:00		営業終了時間 24:00	
	時短要請期間中の状況(営業時間)	<input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 (酒類の提供は午後8時まで) 営業開始時間 : 営業終了時間 :			

対象施設 3	施設(店舗)名	スナック金沢			
	協力金(第3次)または(第4次)の申請有無	<input checked="" type="checkbox"/>	協力金(第3次) (要請期間: R3. 4. 28~5. 11)	<input checked="" type="checkbox"/>	協力金(第4次) (要請期間: R3. 5. 12~6. 13)
	所在地	金沢市〇〇			
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input checked="" type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他()			
	申請金額	546,000 円			
	時短・休業前の営業時間	営業開始時間 18:00		営業終了時間 22:00	
	時短要請期間中の状況(営業時間)	<input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 時短営業 (酒類の提供は午後8時まで) 営業開始時間 13:00 営業終了時間 20:00			

複数店舗をお持ちの際はこちらをコピーしてお使いください。

石川県新型コロナウイルス感染拡大協力金(第5次)

石川県知事 様

誓 約 書

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次)の申請に関して、次のとおり誓約します。

- 業種ごとのガイドラインを遵守し、令和3年7月26日(月)午後9時から8月1日(日)深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
- 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 協力金(第5次)の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(協力金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払います。
- 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
- 協力金の支給を受けた対象施設名(屋号等)などの情報が公表される可能性があることに同意します。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関(県内各市町、税務当局、警察署、保健所等)に提供されることに同意します。

【署名欄】 署名年月日 令和3年 8月 3日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

石川県金沢市鞍月1-1

申請者氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名)

石川 一郎

※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

○個人事業主の方も必ず記入の上、ご提出してください。
○石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第3次)
または(第4次)を申請された方で記載内容に変更がない
場合この用紙は提出不要です。

役員等名簿

令和 3 年 8 月 3 日

住 所 石川県金沢市鞍月1-1

商号又は名称 株式会社石川県

代表職・氏名 石川 一郎

氏名	カナ	生年月日				性別	役職	現住所
	漢字	年号	年	月	日			
	イシカワ イチロウ	S	40	4	9	M	代表取締役	石川県〇〇
	石川 一郎							
	イシカワ ハナコ	S	36	5	10	F	専務取締役	富山県〇〇
	石川 花子							
	ウエハラ コウタロウ	H	3	6	11	M	常務取締役	長野県〇〇
	上原 光太郎							
	ハヤシ ヤスコ	H	5	7	12	F	非常勤監査役	新潟県〇〇
	林 康子							

注 1 名簿の記入の対象者は次のとおりです。

法 人 : 非常勤を含む役員(監査役含む)並びに支配人及び営業所の代表者。

個人事業主 : 本人(従業員やアルバイトの方は除く)

2 「現住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。

3 年号、性別は次のように記入してください。

年号・・・明治→M 大正→T 昭和→S 平成→H 令和→R 性別・・・男→M 女→F

4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。

5 この役員名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

店舗ごとの協力金支給申請額計算シート

【基本パターン】 令和元年または令和2年の7～8月の合計売上高を基準に計算

- ！注意！ 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業（店舗）を営む方は、申請店舗に係る売上高（税抜）が分かる書類の提出が必要です。
- ！注意！ 令和元年または令和2年の7～8月の合計売上高を基準に計算することが不可能な事業者は、別紙2～4の計算シートを使って計算してください。
なお、大企業の方は、別紙4の計算シート（売上高減少方式）を使って計算してください。
- ！注意！ 該当年の7～8月の売上高が分かる確定申告書類（写し可）や、売上台帳などの提出が必要です。ただし、申請額17.5万円で申請される方は不要です。
- ！注意！ 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	Club ISHIKAWA
-------	---------------

申請する店舗の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの7～8月の売上高（税抜）の合計は
514.6万円（1日当たり8.3万円）を超えますか？

はい

いいえ

不明 ※令和2年9月以降あるいは令和元年9月以降に開業した方
なども選択可

申請する店舗の令和元年又は
令和2年いずれかの7～8月売上高と、
令和3年の7～8月の売上高を比較して、
その減少額の合計が
税抜1,162.5万円（1日当たり18.75万円）を
超える場合は、別紙4＜売上高減少方式＞
を選択すると、協力金上限額が増える
可能性があります。

支給は1日当たり25,000円です。

支給総額

25,000円 × 7日 = ￥175,000 -

 申請金額について確認しました。

以下、記入不要です。

別紙2＜年間売上高方式＞

あるいは、

別紙3＜開業日以降総日数方式＞
を選択

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※：算出に用いる売上高はすべて税抜で記載してください。

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は 令和2年7月の売上高	+	①で選択した年の 8月の売上高	=	令和元年又は令和2年 7～8月の合計売上高
① 5,000,000 円		② 2,300,000 円		③ 7,300,000 円

令和元年又は令和2年 7～8月の合計売上高	÷ 62 日	=	令和元年又は令和2年7～8 月の1日当たりの売上単価
③ 7,300,000 円			④ 117,742 円

令和元年又は令和2年7～8 月の1日当たりの売上単価	× 0.3	=	1日当たりの 協力金支給単価
④ 117,742 円			⑤ 35,327 円

千円未満切上

1日当たりの協力金 支給単価	↑	千円未満切上	1日当たりの協力金 支給単価
⑥ 36,000 円			⑥ 36,000 円
			【上限7.5万円として算出】

1日当たりの協力金 支給単価	×	時短協力日数	=	当該店舗の協力金 支給額
⑥ 36,000 円		⑦ 7 日		⑧ 252,000 円

 申請金額について確認しました。

＜売上高減少方式＞

■大企業向け■

■中小企業向け■(※)

※令和元年または令和2年いずれかの7～8月合計売上高と、令和3年の7～8月の合計売上高を比較して、その減少額が税抜1,162.5万円(1日当たり18.75万円)を超える中小企業

- ！注意！ 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- ！注意！ 該当年の7～8月の売上高(税抜)を見比べられる書類<確定申告書類(写し可)や、売上台帳など>の提出が必要です。
- ！注意！ 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。
- ！注意！ 別紙4の売上高減少方式での申請を希望される店舗であって、開業1年未満の店舗は別紙5の計算シートを利用します。

申請店舗名	スナック金沢
-------	--------

申請する店舗の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの7～8月と比べて令和3年の7～8月の売上高は減少していますか？

はい

いいえ

申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※:算出に用いる数字はすべて税抜で記載してください。

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は 令和2年の7月の売上高	①	8,000,000 円
-----------------------	---	-------------

①で選択した年の 8月の売上高	②	8,000,000 円
--------------------	---	-------------

令和元年又は 令和2年の7～8月の売上高計	=	③	16,000,000 円
--------------------------	---	---	--------------

令和3年の7月の売上高	④	0 円
-------------	---	-----

令和3年の8月の売上高	⑤	0 円
-------------	---	-----

令和3年の7～8月の売上高計	=	⑥	0 円
----------------	---	---	-----

令和元年又は令和2年の 7～8月の売上高計	③	16,000,000 円
--------------------------	---	--------------

令和3年の 7～8月の売上高計	⑥	0 円
--------------------	---	-----

令和3年から令和元年又は 令和2年の7～8月の売上高減少	=	⑦	16,000,000 円
---------------------------------	---	---	--------------

令和3年から令和元年又は 令和2年の7～8月の売上高減少	⑦	16,000,000 円
---------------------------------	---	--------------

÷ 62 日 × 0.4 =

令和元年又は令和2年の7～8月の 1日当たりの売上高減少単価	=	⑧	103,226 円
-----------------------------------	---	---	-----------

千円未満切上

令和元年又は令和2年の7～8月の 1日当たりの売上高減少単価	⑨	78,000 円
<small>【上限は【20万円】または【⑧÷62×0.3を算出した額の千円未満を切り上げた額】のいずれか低い額】</small>		

令和元年又は令和2年の7～8月の1 日当たりの売上高減少単価	⑨	78,000 円
-----------------------------------	---	----------

× ⑩ 7 日 =

当該店舗の支給額	⑪	546,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> 申請金額について確認しました。		